

2022 April

4

No.866

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 多布施川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 4月は採用、転勤の多い時期です。忘れないよう届出をしましょう 2
- ・ 「学生納付特例制度」をご存知ですか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 令和4年度健康診断のご案内 4
- ・ 健診は受けた後がさらに大切 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 診療報酬改定関連情報 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 県内年金事務所の音声ガイダンス内容 8

職場内で回覧しましょう



4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう

新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

■個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。

■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則記入をしないようお願いします(コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。)

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

被扶養者(異動)届

■被扶養者の該当

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

■被扶養者の非該当

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、非該当の届出をお願いします。

※被扶養者でなくなった日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「就職した日」、離婚の場合は「離婚した日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記載してください。

■被扶養者の変更

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更(訂正)があった場合は、変更の届出をお願いします。



転勤や引越しなどにより住所が変わったとき

住所変更届

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金被保険者や国民年金第3号被保険者であれば、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新することとなっているため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則不要です。マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人の住所の変更または住民票住所以外の居所を登録する場合は、住所変更届の提出が必要です。

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、前年の所得が基準以下の学生の方が、将来老齢年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。 ※学生納付特例申請は毎年届出が必要です。

POINT 1 本人のみの前年所得で審査します

学生以外の方の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、配偶者・世帯主それぞれの前年所得についても保険料免除の対象となるか審査しますが、学生納付特例は本人のみの前年所得で審査します。

※在籍する学校が学生納付特例制度の対象校ではない場合は、保険料免除・納付猶予の申請ができます。



POINT 2 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

学生納付特例期間中に、ケガや病気で障害が残ったときは障害の状態に応じて障害基礎年金を、本人が亡くなったときは遺族（「子のある配偶者」または「子」）が遺族基礎年金を受け取ることができます。 ※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金を納付しなければならない期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金（受給資格期間）		○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。（ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算金が増加されます。）

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料（国民年金保険料）は納付期限内に納付しましょう。

令和4年4月分 保険料の納付期限は **令和4年5月31日（火）** です。

令和4年度 健康診断のご案内

健康診断はご自身の健康状態をチェックする絶好の機会です。
年に一度は健康診断を受診し、生活習慣を見直しましょう。
受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページからご確認ください。



生活習慣病予防健診…被保険者(ご本人)が対象

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	問診、診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査	35歳～74歳 (75歳の誕生日の前日まで)の方	最高 7,169円
	眼底検査(※医師が必要と判断した場合のみ)		最高 79円
子宮頸がん健診 (単独受診)	問診、細胞診	20歳～38歳 偶数年齢の女性の方	最高 1,039円

健診受診までの流れ

① 健診機関に予約する ※協会けんぽへの申込手続きは不要

② 予約した健診機関で受診する

持ち物 ● 保険証
● 健診費用(自己負担分)
● 健診機関からの案内・検査容器 など



健診対象者は3月下旬に事業所へお送りした「健診対象者一覧」をご確認ください。

特定健康診査…40歳以上の被扶養者(ご家族)が対象

健診の種類	検査の内容	対象者	協会けんぽ補助額
基本的な健診	診察等、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査※、肝機能検査※、血糖検査※、尿検査	40歳～74歳 (75歳の誕生日の前日まで)の方	最高 7,150円
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、貧血検査※、血清クレアチニン検査※、(eGFRによる腎機能の評価含む)	健診結果等に基づいて医師の判断により実施される方	最高 3,400円

※採血により検査をします。

健診受診までの流れ

① 受診券(セット券)の受け取り

② 健診機関に予約する

③ 予約した健診機関で受診する

持ち物 ● 受診券(セット券) ● 保険証
● 健診費用(自己負担分)
※事前に健診機関にご確認ください。



受診券は4月上旬に「特定健診実施機関一覧表」「集団健診のご案内」と一緒にご自宅あてに送付いたします。



受診券(セット券)とお送りする封筒

例年、4月は窓口が大変混雑いたします。

新型コロナウイルス感染のおそれを軽減するため、各種お手続きは郵送にてお願いいたします。

また、ご相談もお電話にてお願いいたします。

すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

従業員の皆さまにお声掛けください

健診は受けた**後**がさらに大切!

生活習慣病のリスクが高い方 **特定保健指導**を利用

生活習慣病のリスクが高い方を対象に、保健師等が生活習慣の改善をサポートします。

A 利用方法は2パターン

健診当日に、健診機関で利用
特定保健指導を健診当日に実施している
健診機関があります。健康意識の高まって
いるその日に、ぜひご利用ください。

健診機関から声かけがあったら
「利用する」ようお声掛けください!

または

B 後日、利用する

協会けんぽから事業所様に特定保健指導のご案内をお送りします。届きましたら、
日程を調整してください。

会社では
**スケジュール調整と
場所をご用意**
いただくだけ!

**WEB面談も
実施中!**

要検査・要治療の方 **医療機関を受診**

対象者の方には、事業所様より早期の
医療機関受診をおすすめください。

1 まずは **事業主様・ご担当者様から お声掛け**

会社で**受診を呼びかける**とともに、
受診したかどうかの**確認も忘れずに!**

2 後日、協会けんぽから連絡

協会けんぽからも、対象者の方へ受診
を呼びかけるハガキをお送りしています。
特に受診いただきたい方(数値の悪い方
等)には、委託事業者からお電話にて
ご連絡させていただきます。

事業所様に委託事業者から連絡が
あった際は、
**対象者の方へのお取次ぎを
お願いします!**

委託事業者
株式会社エム・エイチ・アイ

健診・特定保健指導に関するお問い合わせ先 ☎0952-27-0615 (保健グループ)

令和4年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

<健康保険料率>

(変更前) 10.68% ▶ (変更後) **11.00%**

<介護保険料率(全国一律)>

(変更前) 1.80% ▶ (変更後) **1.64%**

◆40歳から64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が
加わります。

◆任意継続被保険者の方は、令和4年4月分から変更となります。



佐賀県人
健診行って
みな安心

賢人×健診
KENJIN×KENSIN

PRムービーをWEBで公開中!



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。

【初級編】

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和4年4月14日(木)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
唐津会場	令和4年4月18日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
武雄会場	令和4年4月21日(木)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
鳥栖会場	令和4年4月22日(金)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

对象者

新しく社会保険の事務担当になられた方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』				
	(佐 賀 ・ 唐 津 ・ 武 雄 ・ 鳥 栖) 会 場		令和4年	月	日 ()
参加者氏名					
事 業 所 名					
事業所所在地	〒				
	事業所電話番号 () -				
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。					

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

2022年度の診療報酬等改定

2022年4月より施行(令和4年)

診療報酬	+0.43%
薬価	▲1.35%
材料価格	▲0.02%

診療報酬とは、保険医療機関が行う診療行為やサービスの対価として医療保険から支払われる費用のことで、厚生労働大臣が定めます。診療報酬の単位は点数で、1点=10円で計算されます。

保険医療機関にかかったときの医療費は、医療行為ごとに定められた点数を足して算出され、患者はその3割(年齢や所得に応じて1割~3割)を医療機関に支払います。診療報酬は、通常2年に1回(薬価は1年に1回)見直され、2022年度は改定年度に当たります。

2022年4月以降に予定されている改正

※2022年3月時点の情報のため今後変わることがあります。

●不妊治療の保険適用

人工授精や体外受精などの不妊治療に健康保険が適用となります。ただし、治療を始める時点での女性の年齢要件(43歳未満)が設けられます。

●リフィル処方箋の導入

従来は調剤薬局で薬の処方を受ける度に必要だった医師による処方箋が、症状が安定している患者を対象に、医師の診察を受けなくても処方箋が薬局で一定期間、繰り返し利用できる制度が導入されます。

●紹介状のない大病院の受診時定額負担の拡充

受診時定額負担について、対象医療機関の範囲の拡大とともに金額が見直されます。

受診時定額負担とは、医療機関の機能分化やかかりつけ医の推進などを目的とし、特定機能病院や一般病床200床以上の地域医療支援病院に紹介状なしで外来受診した場合に定額負担(初診5,000円)を求める制度です(従来)。

●オンライン診療・オンライン服薬指導の恒久化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月から特例措置として解禁されていたオンライン診療・オンライン服薬指導が、初診も含めて解禁となります。

オンライン診療は、パソコンやスマートフォンの画面越しに医師の診療を受けるもので、かかりつけ医によるものが原則ですが、それ以外の医師でもかかりつけ医並みに患者の情報を多く持つ場合も認められます。なお、薬剤の処方については種類や期間などに一部制限が設けられます。

オンライン服薬指導は、パソコンやスマートフォンの画面越しに薬剤師が薬の用法・用量・副作用などの注意点を説明するもので、薬は郵送などの方法で患者に届きます。なお、取り扱いに注意が必要な薬剤などは対象となりません。

オンライン資格確認システムが2021年10月に本格運用が開始されました。

医療機関や薬局で、保険証やマイナンバーカードを使って、オンラインで健康保険の加入者の情報を確認できるシステムのことで、事前に登録することで、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。マイナンバーカードを保険証として使える医療機関や薬局には、「マイナ受付」のポスターやステッカーが掲示されています。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日：9時30分~20時00分
土日祝：9時30分~17時30分

令和4年5月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	3	4	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 年金事務所 延長相談 19時まで	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

県内の年金事務所のお電話は、自動音声でご案内します。音声ガイダンスの内容は下記の通りです。

お問い合わせ先

佐賀年金事務所
TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所
TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所
TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って番号を押してください	1	年金の請求やお受け取りに関するご相談、相談のご予約	1 一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつなぎします
			2 提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつなぎします
	2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1 国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
			2 年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつなぎします
	3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1 健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
			2 年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつなぎします
	4	健康保険・厚生年金保険料のご相談		「厚生年金徴収課」へおつなぎします
	5	その他のご用件とき	0	もう一度メッセージをお聞きになるとき

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先が不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出はFAX.0952-26-3377か郵送でお願いします。一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号		電話番号	
事業所名		ご担当者名	

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	